

津山市定員適正化計画

少子高齢人口減少社会の到来する中で、本市の総合計画においても人口は暫減していくことを想定している。その中で、景気雇用対策、福祉の充実など行政に対する市民ニーズは高まっている。一方、いわゆる「骨太の方針」に見られるように、歳入構造は不安定になる中で、地方自治体の責務は増大している。ここで、いかに自己責任、自己決定を全うし、自治体経営を持続可能なものにするかは、徹底したコスト削減を行い、効率的な行政運営を可能にする組織機構と執行体制の構築と職員の育成に懸かっている。

国においては、国家公務員の定員純減と同程度の5年間で5.7%の定員純減を求めており、また集中改革プランの全国集計では、市部の全国平均が7.9%の削減目標となっている。

本市においては、合併時の協議の中で合併後10年間（H16.4.1～H26.4.1）で140人（▲13.5%）の人員削減を行うこととし、集中改革プラン（H17.4.1～H22.4.1）では、5年間で68人（▲6.8%）の削減計画を策定している。これらの計画は、いずれも退職者の1/2を不補充とする内容である。

ここで、第8次津山市行財政改革の大綱が示され、その中で行政の守備範囲を絞り込み、民間でできることは民間に任せることとし、全ての業務を対象に民間委託、指定管理者制度、市場化テストの検討が行われた。

これらの状況を踏まえ、合併後10年間の削減目標を140人から200人（▲19.3%）に、集中改革プラン期間での削減目標を68人から100人（▲9.9%）に修正することとした。

本計画では、民間にできることは民間に委ね、真に行政として職員が対応しなければならない政策課題等に重点的に職員配置を行うことを基本に計画策定を行った。

1 職員数の推移

平成7年4月1日：747人⇒平成16年4月1日：711人 <増減：▲36人（▲4.8%）>

	平成16年4月1日	平成17年4月1日	平成18年4月1日
職員数	1,036人	1,009人	991人
増減	325人	▲27人	▲18人

（平成16年4月1日の1,036人は合併前5市町村の職員数の合計。）

2 定員適正化計画（～平成26年4月1日まで）

	市全体	（部門別内訳）			
		一般行政部門	特別行政部門	公営企業等部門	一部事務組合派遣
平成17年4月1日	1,009人	678人	205人	117人	9人
平成18年4月1日	991	667	200	118	6
平成19年4月1日	971	656	193	118	6
平成20年4月1日	949	638	192	115	4
平成21年4月1日	924	625	184	111	4
平成22年4月1日	909	621	174	110	4
平成23年4月1日	889	610	168	107	4
平成24年4月1日	869	591	167	107	4
平成25年4月1日	851	579	164	104	4
平成26年4月1日	836	573	158	101	4

3 適正化の考え方

(1) 年次別職員数増減

平成16年4月1日	1,036人	▲27人
平成17年4月1日	1,009	▲18
平成18年4月1日	991	▲20
平成19年4月1日	971	▲22
平成20年4月1日	949	▲25
平成21年4月1日	924	▲15
平成22年4月1日	909	▲20
平成23年4月1日	889	▲20
平成24年4月1日	869	▲18
平成25年4月1日	851	▲15
平成26年4月1日	836	

(集中改革プラン中削減累計▲100人)

(合併後10年削減累計▲200人)

(2) 要因別職員数増減

	①民間委託等推進	②派遣職員引上げ等	③組織機構・業務見直し等
H18年	▲10	▲5	▲5
H19年	▲1	▲3	▲18
H20年	▲10		▲15
H21年	▲13		▲2
H22年	▲7		▲13
H23年	▲3		▲17
H24年	▲2		▲16
H25年	▲6		▲9

①は、給食調理業務、学校整備業務、ごみ収集業務、福祉施設管理運営業務などは、民間に委ねることが可能な業務であり、職員の減員を図る。

②は、指定管理者制度の導入、省庁派遣及び東京事務所廃止に伴う減員。

③は、平成19年4月1日及び平成20年4月1日付実施予定の機構改革並びに事務効率向上のための事務改善によるもの並びに退職者の非常勤嘱託員として再雇用及び公募による非常勤嘱託員の採用により、正規職員が行っている市場化テストの対象となるような窓口・相談業務等をこれらの非常勤嘱託員で対応するもの。